

（趣旨）

第1条 この規程は、就業機会の増大と所得の向上を図り、市の産業振興と若者の定住促進等地域の活性化に資するため、リース工場及び就業センター（以下「工場」という。）を設置し、工場の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（工場の名称及び位置等）

第2条 工場の名称、位置、構造及び規模は、次のとおりとする。

名称	位置	構造及び規模
第3若者就業センター	魚沼市穴沢160番地3	鉄骨造 2階建 1棟 360㎡
横根バイタリティーセンター	魚沼市横根2461番地1	鉄骨造 2階建 1棟 268.40㎡

（管理）

第3条 工場は、魚沼市財務規則（平成16年魚沼市規則第49号）の規定により管理する。

（貸付け）

第4条 工場は、設置の目的を効果的に達成するため、企業、団体等（以下「借受者」という。）に貸し付けて管理する。

2 借受者は、工場の形態、機能等その性質を変更しない範囲内において使用し、収益し、維持改良することができる。

3 工場の貸借について必要な事項は、賃貸借契約書で定める。

（貸付料）

第5条 借受者は、工場の貸付料を納めなければならない。ただし、工場の貸付期間が1年に満たない場合は、月割額とする。

2 前項の貸付料（年額）は、次に掲げる算出基準に基づいて算定する。ただし、第1若者就業センターの駐車場を貸し付ける場合は1区画当たり51,600円とする。

(1) 工場の建設に要した費用のうち国及び県の補助金を除いた額を別に定める償還計画に基づいた年限で除して得た額又は固定資産税相当額

(2) 工場（工場に附帯する施設の敷地を含む。）の敷地借地料

(3) 市が工場の維持管理のために要した費用の額

(4) 第9条第2項により市が実施した工事に要した費用の額を別に定める償還計画に基づいた年限で除して得た額

(5) 借受者が実施する貸付物件に含まれない工場の附属施設等の維持管理に要する費用相当額を除いた額

3 借受者は、前項の規定により定められた貸付料を、当該年度末までに納付するものとする。

（貸付料の納期延長及び徴収猶予）

第6条 市長は、災害その他特別の理由があると認められるときは、貸付料の納期を延長し、又は徴収を猶予することができる。

（遵守事項）

第7条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸付物件を常に良好な状態に維持管理しなければならない。

(2) 貸付物件を転貸し、若しくは担保の目的とし、又は貸付物件の賃借権を譲渡しないこと。

(3) 貸付物件をこの規程に定める目的以外に使用しないこと。

（現状変更の承認）

第8条 貸付物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ書面で市長の承認を受けなければならない。

（貸付物件の維持補修）

第9条 貸付物件に係る通常的な維持補修は、借受者の負担において行うものとする。

2 市長は、工場の増築又は大規模修繕工事が必要になったとき、借受者と協議し、実施することができる。

（損害賠償）

第10条 借受者は、故意又は重大な過失によって貸付物件に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 借受者は、貸付物件に損害を与えた場合は、速やかにその損害の状況を書面で市長に報告し、市長の指示を受けなければならない。

（調査、報告及び指示）

第11条 市長は、工場の設置の目的を達成するため、貸付物件の使用状況について随時調査し、又は借受者に必要な報告を求め、必要な指示を与えるものとする。